

農業カーボンをクレジット認証スタートアップ事業業務委託仕様書

1 業務名

農業カーボンをクレジット認証スタートアップ事業業務

2 目的

本県では、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」を目指している。また、令和5年4月、本県で開催されたG7宮崎農業大臣会合では、生産力の向上と持続可能な農業の実現をテーマに議論され、それらを取りまとめた共同声明やG7各国が取り組むべき行動を要約した「宮崎アクション」が採択され、一層の取組の推進を図っている。

一方、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下、J-クレジット制度）は、環境負荷軽減活動を収益化できる制度として、持続性の高い農水産業に転換する有効な手段であるものの、農業分野での活用は全国的にも進んでいない。

そこで本業務では、本県の農業分野におけるJ-クレジット制度の認証取得を促進するため、効果検証等を踏まえた上で、プロジェクト登録からクレジット認証までモデル的に実施する。

3 委託期間

業務委託期間は、業務委託契約締結から令和7年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

(1) 対象

本業務の対象は、本県における農業分野とし、施設園芸におけるヒートポンプの導入については必ず取り組むものとする。また、調査対象者等については、受託者が決定後、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

(2) 考え方

本業務は、令和8年度までにクレジット認証を得ることを目標に実施するとともに、目標達成後、調査対象者となった農業団体等がJ-クレジット制度の活用を容易に継続し、かつ県内で展開できるモデルづくりを目指すものとする。

今年度は、この考え方を基に、少なくとも施設園芸におけるヒートポンプの導入での制度活用に係る事前調査等を実施するものとする。

(3) 実態の把握と課題の整理

本県農業の生産現場の実態（導入機器や取得可能なデータ内容等）について、必要な戸数の生産者等を直接、調査し把握する。あわせて、各方法論のクレジット認証までに必要な事項等について審査機関に対して調査・確認するなどし、それらの収集方法及び作業負担等の課題を整理すること。

(4) 効率的なモニタリングの試行

モニタリングについては、データ収集の煩雑さが課題と想定されるため、効率的かつ安価であるなど、生産者や団体等が取り組み易い方法の構築に向けて、ICT 機器などを活用したデータの収集方法等を十分な件数で試行すること。

(5) 対策の提案

(3) で整理した課題や (4) のモニタリングの試行での課題等について、解決または対策を提案すること。

(6) クレジット収益の見える化

クレジット認証・販売までに要する必要経費や、収入見込みを明確化するとともに、実施規模等による損益分岐点等の収益シミュレーションを検討し、整理すること。

(7) 制度活用に必要な事項の整理

前項までの取組をとおして、クレジット認証までに必要な全ての事項、例えば、参加要件や必要なデータ（実績値、モニタリングデータ）、収益化に必要な実施規模などをわかりやすく整理すること。

(8) 報告

前項までの業務結果を整理し、農業団体等が制度活用の是非を検討できる成果物を作成し報告すること。また、収益シミュレーションの結果、収益が得られないなど実施が困難な見込みの場合は、次年度以降に向けて他の方法論での制度活用等を提案すること。

(9) 研修会の実施

事前調査に加えて、県、その他関係者が J-クレジット制度への理解を深め、県内での活用を検討するため、制度概要や農業に係る方法論等についての研修会を 1 回以上実施すること。

(10) その他

その他、目的を達成するために必要な業務。

5 成果物

業務期間終了までに以下を提出すること。また、令和 6 年 12 月 16 日(金)までに同内容の中間実績を提出すること。

- (1) 事業実施報告書 3 部
- (2) 事業実施報告書 概要 3 部
- (3) その他参考資料 3 部
- (4) 上記 (1) ~ (3) の各電子ファイル (メール送付可)

6 後委託事業者への引継ぎ

受託者は、本業務を令和7年度に受託する事業者（以下、「後委託事業者」という。）に対して、本業務の詳細や必要な情報の引継ぎを行うこと。その際、後委託事業者との引継ぎに際し要する費用については全て本業務の委託料に含むこととし、県は委託料以外の費用は一切負担しないものとする。

7 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。また、委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報や調査対象等のノウハウ等を含む知的財産の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

8 個人情報の保護

委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

9 著作権

作成した報告書等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。

10 守秘義務

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないよう十分注意しなければならない。

11 賠償責任

受託者の責により、県又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償の責を負うこと。

12 再委託

委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

13 その他

(1) 業務の実施に当たり、月1回程度、県に定期的な状況を報告し、必要に応じて取組内容や方法等の協議を行うこと。

(2) 業務実施に当たり、この仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、県と業務受託者で協議の上、対応するものとする。